

表示方法について(その1:現状と課題)

1. 表示方法に関する規定

食衛法とJAS法において、規定されている表示方法が一部異なっている。

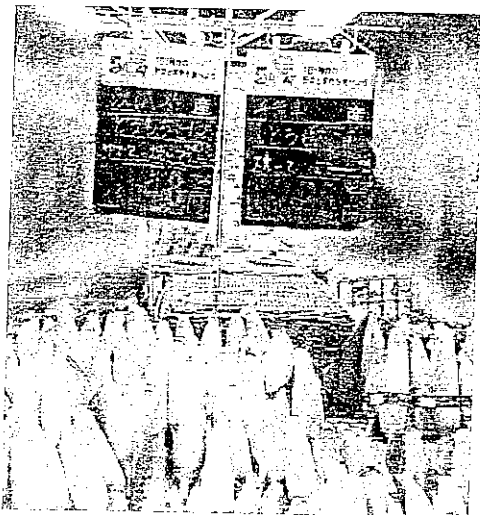
	食衛法	JAS法
表示様式	・特段の定めなし	・生鮮食品:特段の定めなし ・加工食品:一括表示として表示様式が規定されている(加工食品品質表示基準別記様式)
表示位置	・容器包装を開かないでも容易に見ることができるように、当該容器包装の見やすい場所に記載	・容器又は包装の見やすい箇所に記載(生鮮食品の場合、製品に近接した掲示その他見やすい場所で可)
文字の大きさ	・原則6号活字以上、表示面積が小さい場合でも、少なくとも7号活字以上	・8ポイント以上の均整のとれた活字(150cm以下の場合5.5~7.5ポイント)

1

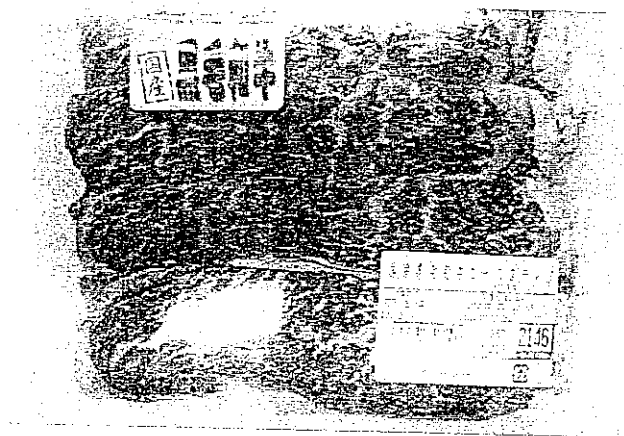
各種表示方法の例

(1) 生鮮食品

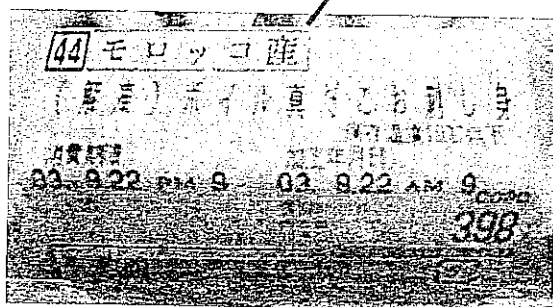
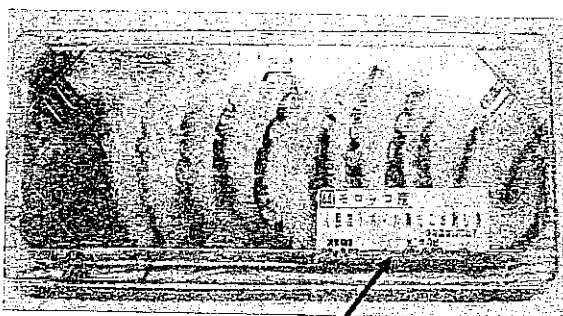
○製品に近接した掲示(ばら売り)



○容器包装への表示



○生鮮食品と同様の一括表示



自主的に生鮮同様の「解凍」表示



品名	釜上げしらす	原産地	和歌山産
原材料名	しらす(国産)、食塩、調味料(アミノ酸)	賞味期限	枠外記載
内容量	33グラム	保存方法	要冷蔵10℃以下で保存して下さい
製造者	株式会社		

裏面に別途一括表示

3. 問題点

(1) わかりやすい表示実現の観点

- ① 一括表示の様式を统一的に定める必要があるか。
- ② 表示項目を見直す必要があるか。
- ③ 表示方法について、商品特性に応じ、事業者が創意工夫を図ることができるようにすべきではないか。
(ITの活用の可能性なども含む。)

(2) その他

- ④ 文字の大きさについて、食品衛生法とJAS法の規定の整合性を図るべきではないか。